

○内閣府令第 号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十五第一項第一号の規定に基づき、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(個人信用情報に含まれる事項)

第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。

「一〇六 略」

七 加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水務省、国土交通省

内閣府、総務省、法
経済産業省、国土交通省
水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認を行う。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

2 八 「略」

改 正 前

(個人信用情報に含まれる事項)

第三十条の十三 「同上」

「一〇六 同上」

七 加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水務省、国土交通省

内閣府、総務省、法
経済産業省、国土交通省
水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

2 八 「同上」

備考　表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。